

工事請負契約の変更契約の締結について

弁天橋改修工事（その1）について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

弁天橋改修工事（その1）

幸和・西尾建設共同企業体

代表者 藤沢市辻堂元町二丁目20番17号

株式会社幸和

代表取締役 大 澤 宏

2 変更内容

(1) 契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
225,500,000円	34,184,700円	259,684,700円

(2) しゅん工期限

変 更 前	変 更 後
2023年（令和5年）6月21日	2023年（令和5年）7月21日

提案理由

弁天橋改修工事（その1）の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。